

第 2 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 1 日 (火) 開会時間 午後 3 時 00 分
閉会時間 午後 4 時 45 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 河西 敏郎

説明のため出席した者 山梨学院大学 大学院 研究科長 法学部
教授 江藤 俊昭

議 題 一 勉強会「議会基本条例」について
二 今後の日程について

会議の概要 議会基本条例の意義と動向について、江藤俊昭教授から説明を受けた後、今後の日程について説明を行った。
勉強会の内容について、江藤俊昭教授に対し質疑を行った。
今後の日程について、委員長案のとおり進めていき、過不足が生じた場合は相談することとし、了承された。
次回、委員会を 11 月 7 日 本会議終了後、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質 疑

前島委員長 江藤先生大変有意義なお話をいただきまして、ありがとうございました。
それでは、ただ今の先生のご講義を軸といたしまして、先生を交えまして、意見の交換、質疑の交換をさせていただきたいと思っております。
ご発言の折には、名乗っていただきまして、ご発言をお願いしたいと思います。

永井委員 どうもありがとうございました。永井学と申します。
一点お伺いしたいんですけど、私は、先生もいらっしやっていたいただいた百条委員会にも入っていて、その部分の中で色々審議をしてきて、基本条例という形の中で委員にいただいたんですが、その議論の中で、条例の話をしていく中に、不信任案が可決されて、その議長さんは、法律的には別にやめなくても良いんですよ。
例えば、今回の原因はその部分も大きくあって、当然議長の選出方法と立候補制とかもあるんですけども、立候補する前にまず不信任が可決された議長の下で審議をするみたいな中にあり、その違和感があった議員もたくさんいて、それ

を法律では規定されているんだけど、例えばそれを会議規則とかそういう何かシステムティックに規則的に入れ込むことが基本条例の中で出来ないものかと思うんですけど、そういうことは出来るんでしょうか。

江藤先生

結論をいうと出来ません。

原則、選んで、通常過半数で選ばれて、任期を 4 年間と決まっていますから、このルールはですね、最低限のルールでこれ以上のものは出せないんですね。実際上だから、空白になっている、地方自治の欠陥なんです。欠陥というのは、この間、そういうことも含めて、いくつか見え始めているんですね。

例えば、もうちょっと言うと、余計なことですけど、葉山町で覚醒剤で捕まったというのでも辞めさせられないんです。辞職させることできない。地方自治の穴っていうものがあるんですけども、そろそろこういう問題について、皆さんが問題意識を持って、意見書等上げていくってことは必要なのかなあと思っています。ただ、今お話ししましたように、基本条例で書き込むことは、申し訳ないんですが、ルールだからこれはダメです。

2 点ほど追加させていただくと。

選び方の問題しか、現基本条例はなかなか出来ないんですね。

もう一点は、法律等が書いてないこととか、書いていても議会基本条例に規定できるかどうかは、ちょっと慎重にしながら、自分たちで何を指すかどうか考えながら、是非、法文化していただきたい。私が今、法律的な限定みたく言ってしまうから、そんなことできないのかと思うかもしれないんですが、色々な形で是非、例えば三重県議会で附属機関をつくった時には、今でも総務省は、本来は望ましくないと言っているんじゃないですかね。そもそも議会基本条例の制定をした栗山町議会では、議会基本条例っていったい何かというのを総務省からすぐに電話がかかったんですね。ということですから、自治は皆さん勝ち取るものだ、どういうものをつくっていくか。ただ今の論点については、申し訳ないが、自治法の欠陥だと思っています。

渡辺委員

今日はありがとうございます。

基本条例を議会の最高規範という考え方でというお話しもございましたけども、最初からそこを考えると、非常に慎重になりすぎる部分のあるような気がするんですが、考え方とすれば、色々なことを決めたあとで、これは良いから、最高規範にしても良いじゃないかという、その論議は一番後でいいような気がするんですが如何ですか。

江藤先生

私も言い過ぎたと思いますが、今委員が言われたように、委員は議会基本条例を作るんだということについては、これは問題ないってことですね。

渡辺委員

賛成です。

江藤先生

最高規範かどうかということについては、括弧で囲っておこうということですね。

渡辺委員

そうです。

江藤先生

私も少し整理をしなければいけないのは、例えばそれぞれの議会の最高規範であるというのは、私もちょっと言い過ぎだなと思うのは、例えば憲法だってありますし、自治法だってあるし、それこそ会議規則というのが、基本条例とは別立てで入っているんですね。会議規則が条例の下の訳ではなくて、その順番からす

ると、別の論理で組み立てている会議規則というのがあるわけですから、そういう意味では、最高規範でこれだけが第一だという言い方を、今の時点でしていいかどうかということを議論の余地はあると思います。

ただ、一応、今後こういう方向を目指すということを明確に宣言するという基本的な原則ぐらいで、多くの県レベルの議会基本条例は制定しているんですね。恐らく今、委員が言われることと、かなり重なっていますので、最高規範という言い方をこの議会基本条例でつくることについては、つくらないということについては、それはそれでひとつの見識かなと思っています。是非そこは議論していただきたいと思います。

渡辺委員

いろんな議論をすること、いろんな場面を想定されてお話しをさせていただきました。住民との連携とか。あと議会の中で、大きな会派が長期政権というか、運営していくとそこに歪みが出ていくというお話しをされました。その中で、大事なことは少数意見ですね。やはりこれを聴く体制を作っていくかないとならないんじゃないかと思うんですが、ちょっとお話しの中では出てこなかった印象ですが、それについてはどうですか。

江藤先生

大事な論点ですね。

皆が同じだったら気持ち悪いですよ。気持ち悪だけじゃなくて、それは、民主主義は多様性が原則ですから、その中で議論していくというのは、そういう意味だと思うんですね。

今、最大の会派が、かなりの最大会派がいるという話をしましたが、いてもいなくてもなんですが、先ずはいろんな場で論点を明確にしていく委員会の場で、先ずは議会としては、住民との関係では別なんですけど、委員会として、いろんな議論を戦わしていくことは大事だと思うんですが、是非私はここで今、議会基本条例の議論の中で言い過ぎなところがあるかもしれないんですが、是非、会派があって最初から決めている場合があるかもしれないんですが、是非、それを委員会で議論したあと、何度か持ち寄っていく、会派の中でも議論する。そして委員会で議論したものをまた持ち帰る。その反復を是非やっていただきたい。最初から賛成、最初から反対というのは、民主主義を形骸化させるものだと思いますから、是非討議空間、是非理解していただきたいのは、議会というのは討議する空間、公共空間なんですね。そういう意味では、少数の意見というのはすごく大事にするべきだし、それをしない議会というのは私は議会とは呼ばないんだと思います。

上田副委員長 ありがとうございます。上田仁と申します。

先ほどの永井委員の中に関連するんですけど、辞めさせることはできないということですが、例えば議会の中でも申し合わせ事項とかですね、そういうことがあって、慣例というか、それってものを決めるときにどういう扱いと考えたらよろしいでしょうか。

江藤先生

是非それは今後ルール化していただければと思うんですけども、通常申し合わせ事項というのは、新しい期になったら、その時点で確認する事項だと思いますけど、それをやられているんだと思いますが、ただ、申し合わせは内部の議論なんですね、これは住民から見ると見えないんですよ。

だから、私はこれを今すぐにやれという事ではないし、もう少し整合性を持った議論を展開しなければいけないと思っているんですけど、例えば申し合わせ事項の重要なものは、ごめんなさい、要綱とか申し合わせ事項とか、いくつかの大事なものは会議条例という条例に定める場合があったり、あるいは申し合わせ事

項ではなくて規程として、その条例の下位体系に位置付けるというところも現れてきているので、是非先ほど私は、議会基本条例を制定するときに会議規則、その他の規則、規程、あるいはその別立てで会議条例等々ですね、会議条例というのは法律上ないんですが、そういうものの体系的に少し考えながらルール化する。内部の内部的なルールで良いんですが、それをちゃんと住民に示せるようなものって言うのも必要だと、是非そこのところは考えていただければと思います。

ついでによろしいですか。

今盛んにやっているのは、代表的なのは、横須賀市議会ですね、もうひとつは大津市議会がそこを問題意識として体系的に取り組みようとしています。

上田副委員長 先ほどの勉強の中で、例えば逐条解説みたいなことでやっているところもあるとお話があったと解釈したんですが、そういう形で基本条例をどういう形で解釈していくかを決めていくところもあるという理解でよろしいでしょうか。

江藤先生 通常議決は、条例のところだけの議決なんですけど、その解釈はぶれるので、一応本筋の解釈はこうしようというのが逐条の解釈になります。

私は、福井県の議会基本条例の凄く素晴らしいというのは、議会基本条例あるいは多くのところの自治基本条例というのは、憲法の関係とか地方自治法も含めた関係というのが、その条例の中には落ちているんですよ。

例えば議会を設置するなんていうのは、憲法で決められている、自治法の 89 条で決められている。こういうものをいちいち書き込んでいるのではないんですね。でもより根本的に必要なことなんですよ。

こういうものを逐条のところで補足する。組織や権限について憲法や法律で書かれていることについては、体系性を持たせる意味で逐条ということですよ。

ついでに私の持論言いますが、私の持論は、そろそろ自治体の憲法と言われる自治基本条例も議会基本条例も大事なんですけど、ちょっと言い過ぎるな、組織とか権限、例えば定数についてとか委員会についてとか、権限についての大事なものの 96 条をもう一度議会として確認する条文を入れ込むことも必要なのかなあと思う。但し、弱点は条文数が多すぎることになってしまいますので、それはどこかの限度が必要になってくるんだと思っています。

渡辺委員 もう一点、議会と事務局が車の両輪というお話をされました。

そうすると、今は議会と執行部が車の両輪という関係の中で、執行部のことについては、我々はなかなか言えない。

事務局と議会が両輪となると、事務局もいろいろな事を決めるのに、議会がどこまで関わるができるのか、そこも非常に厳しいのがあると思うんですが、その辺はどういう風に考えたらいいんですか。

江藤先生 正確にいうと、私の言い方が間違えているんですね。間違えているのは承知で言っているんですが、何が間違えているかというと、通常、地方自治法の議会という章の中に、議員の規定だとか議会全体の権限の規定とともに議会事務局の規定が入っているんですよ。そうすると、本来は、議会の中に議会も入っているんですが、ただそうは言っても一致といってもどういう関係になるかはわかりにくいものですから、一応車の両輪論をとってお話しをしています。その上で言いますが、ご存じのように、事務局規定というのは、自治法上 138 条しかなくて、任命権者というのは、議長なんです。そして、議会事務局長のみ議長の指揮命令を受けるだけなんです。職員については、議長の直接指揮命令系統はないんです。

こういう構図になっていて、實際上、どうなっているかを考えた時に、今そう

した法律上の問題があるんですが、2つの点で私は注意しなくてはいけないことがあり、それは是非条例にも位置付けていただければと思うんですが、基本条例あるいは他の条例で、ですが、ひとつは従来から言われていることです。

言葉をわかりやすく、私は絶対使いませんが、わかりやすくするために、執行機関なんです。執行機関から出向されているんですよ。そうするとどうしても議会側にはつかないという風に言われるんです。最終的には、何々議員はどういう問題意識があるとか、情報提供に使われるたりですね、最終盤には、議会側にはつかなくて、執行機関につくという、出向制度上の問題が一点。

それからもう一点は、先ほどお話しをしましたように、議会がそれなりの多数派が続いていくと、癒着構造がおきる可能性があるんですね。それを政治倫理条例とか、出向したときに議会側についた職員を守るとか、そういう制度を条例等でしっかり定めることをしないと、議会事務局はなかなか頑張っている職員多いんですけど、それを制度的に保障する必要があるんじゃないでしょうかと思っています。そういう意味でお話しをさせていただきました。さっき中途半端に話してしまいました。

早川委員

早川浩と申します。今日は、ありがとうございました。

先ほど、渡辺委員がお聴きしたとおり、私も常々議会事務局が行政機関から独立しないといけない。実際本県の場合、知事政策局と議員との連携の中でどうしても執行部側になる。

その中で、議会事務局の法制局みたいなイメージですね。

それをやるのに、本県の議会事務局の人数が少ないと思うんですけど、その辺は他県やなんかで議会事務局が大きいとか、そういう風な例をどう先生は感じられますか？

江藤先生

数日前に三次市で話していたときに、大学生も来ていたんですけど、議会の役割はこんなに多いんですけど、市の職員は300人いる。大学生に聞いたら、じゃあ議会事務局の職員はどのくらいいるかわかるか？「500人ですか」と言っていましたけど。

要するに議会の役割が高まってくると、当然議会事務局の職員というのがそれなりの数が必要です。例えば、二元制とっていたアメリカの連邦議会というのは、凄い膨大なスタッフがいるわけですね。もちろんそこには、予算提出権とか立法の提出権とかありますから、大変なスタッフが必要な訳です。日本でそれをしるとはなかなか言えない。行政改革の議論の中で言えないところもあるかもしれないけど、是非人数も含めてどういう人を選ぶかどうかどうか、基準だっ て明確になっていないんですよ。

今のお話しで、議員と議会事務局の人数が今ほぼ同じになったのかな？都議会ぐらいですね、ここじゃないよ。ここは圧倒的に少ないでしょ。少ないと思いますけど。そもそもですね、ここにあとで読んでいただければ良いんですが、都道府県の場合は、議会事務局は必置です。必ず置かなければならない規定になっているんですけど、職員定数、これも条例で定めることになっている。ここの職員定数は恐らく、調べてないからわからないんですが、執行機関の職員定数条例の中に入っているんじゃないですかね。

今、自立性をいうのであれば、ちゃんと独立性を守っていくために条例で、しっかりと職員定数をおくとか、採用基準というのを、出向の時の採用基準を明確にするとか、あるいはその出向する時の調整のルールを明確にするとか、こういうものをそろそろ作る必要があるんじゃないですか、というのを最後の資料の中に入れていただいていますので、今日はその辺は詳細はお話しはしてないんですが、「議会事務局職員の積極姿勢の制度的保障」と書いてある、原則の条例で定

める。そして、それを先ほどお話をした、出向制度が前提とすれば、それをちゃんと守ってあげなきゃいけないし、それはちょっと失礼な言い方をすれば、議員や会派からも守ってあげなきゃいけないんですよ。そういうものをしっかりとルール化することが今後大事になってきている。

こういう議論というものが全国的には、まだまだ始まったばかり。

でも、是非、山梨県議会では、そのところを大きな問題の中に議会事務局があったから、そこを洗い出してしっかり条例化していく、ルール化していくことが必要ではないでしょうかと思います。

早川委員

もう一点だけ、先ほどのお話の中で、まず作りながらバージョンアップしていくというそういう成果の部分と、反面では「仏作って魂入れず」という、そういう議論をしないといけないという。

議会基本条例をつくる過程の中で、今現状のスケジュールだと、住民との関わりは、パブコメになっているんですけど、その間の中に議員の中で議会の基本条例をつくる事なんですけど、住民との意見交換を例えば入れるとか入れないとか、パブコメだけでいいのかどうかとか、議会のことだからやはり議会で作ってからののか、ちょっと教えて下さい。

江藤先生

凄く大事な論点だと思うんですね。まさに制定過程こそが自治を進めるものなんです。パブコメって行政の方でやりますけど、こちらもよくやりますか？議会もやってますか？でもあまりこないでしょ？だからそんなことなんですよ。

私は、パブコメなんてと言ってはいけないんですけど、まあないよりあった方がいいかなという程度だと思うんですね。

恐らく今委員は、それ以外のものについて、しっかりと住民に説明会を開いていくとかね、そのことが大事だと。

私も大事なかなと思うんですが、ただね、知らないんだ、議会のことを。まだ多くのね。

だからそれを制定過程の最初から入れ込むってことは私としては現実的ではないなと思っていて、自治基本条例なんかの場合はね、最初から2年間かけてとかわかるんだけど、議会の場合って言うのは、ある程度作りながら、いくつか住民の前に関心ある人に来てもらいましょう。但しその場合も流会の話ではなくて、議会基本条例だけの議論をした方がいいですね。積極的にね。生産的にと言うことだと思いますけど。そういう場を設けて欲しい。

但し、それ以前に議員の方の勉強会が、この人数だけで全体のものになるんですか？ってことなんです。

今日はこういう勉強会を開いたことには敬意を表しますが、議員全体がこの先ほどから言った前代未聞の事態を自覚しながら、議会基本条例に向けて舵を切っていくかどうかというのが、住民の前に議会としてもう少し取り組まれた方がいいのではないかと。今日は委員会として、これを否定して訳では全くなくて、更に広げていただければと言う要望を込めてお話しをさせていただきました。

山田委員

どうもありがとうございます。山田と申します。

一点だけ質問させていただきます。

私も先生のおっしゃるとおり、議長、副議長というのは、私が議長をやりたいと手を上げて、何をやりたいから議長になりたいんだということを所信表明して、選挙していくというのは必要なことだと思っております。

しかしながら、会派の大きい小さいというのはありまして、じゃあ選挙をやっても先が見えているような形の中で、この栗山町、三重県が条例に入れていると言うんですけど、実際問題その議長選挙というのは有効に役割を果たしているの

かどうかを伺いたいと思ひまして。

江藤先生

制度設計上では、栗山も三重、制度設計上、同じ日にやるんですよ。同じ日に所信表明、立候補。立候補は前の日かな、2日前かな。所信表明、質疑、選挙と同じ日にやるから、実質的には、今議員が言われるようにもう決まっているんですね。ある程度ね。じゃあ何故やるの？という話かもしれません。それを制度的に保障するのが、大津市議会は、所信表明、質疑、終わった後1週間ぐらい開けてからやるんですね。恐らくルールとしては形式的には整ってルール化だと思います。

さてそこで、議員が言われるように、会派制をとっていて、もう決まっているんじゃないか。まあそうですね、ただそれを水面下で突然、私なんかは異質なのは、皆さんも変だと思いませんでした？臨時議会で、選挙が行われてもう決まっちゃった。私たちからすると普通は不思議ではないですね。だからそれを公的な場で、水面下ではなくて、一応表面に出していくのが議会というものなんですよ。透明性ということなんですよ。そしてその所信表明をするということは、その中で議会改革をやりませんとは言えないでしょう。住民福祉の向上しませんとは言えないでしょう。そうした流れの中で議員として、議長として取り組むべき課題を皆で確認し合うことだけでも素晴らしい事じゃないでしょうかということで、私はお話しをした。

今会派の中でそれをやったからといって、その会派が少数会派の人が議長になるなんて事は、当然通常全く考えられませんが、透明性を増す、そして更に議長の下にどういう議会を作れるかどうかを県民の前に知らせることだけでも大事なことだと思っている。

小越委員

小越智子です。

お話を聞いて、議会基本条例を作るに当たって、かなり荷が重いなと正直思いました。

というのは、山梨県議会は、先生のお話ししている第2ステージまでとても到達していない。議会改革の底にも手がついていないような実態の中で、先生もお話をされます議会事務局と議員の話ですとか、いろんな住民参加の中でも、住民参加がされているとは思えない状況ですとか、情報公開の問題という中で、さてどこまで出来るかというのが、少し背伸びをして、とおっしゃったですけど、どこまで住民参加というところに、例えば陳情請願があっても、他の議会じゃ当たり前前のことかもしれませんけど、そこから入れ込むとか、来た人には資料をお配りするとか、もうそういうことも含めて、1から議員や議会事務局や当局含めて、そっくり気持ちを変えていくようなことをしないと、本当に先生がおっしゃるみたいに、作ることは出来るんですけど、魂が入って行かないかなと思っているので、どこまで、こんな些細なことまで書いた方がいいのか、そのことがひとつあるんですけど、作ったら終わりじゃなくて、例えば総合計画もそうですけど、1年経ったら検証するとか、2年経ったら検証するとか、どこまで到達して、どこが不足しているのか、どうすれば良いのかってそういうサイクルというか検証みたいなものを入れたらどうかと思うんですけど、それは如何でしょうか。

江藤先生

私はまず山梨県議会がどのくらいのことをやられているのかよく知らないのですが、あまり変なことを言えないけど、是非皆さんが、議会基本条例をつくらうと思ったことが凄く大事な事なので、今までのことは今までのことだし、反省をしながら、改革をすると言うことは大事な事かなとは思っています。

それを考えるときに、先ほどから何度も言っている、皆さんは前代未聞の出来事を共通に経験している訳ですから、これについてどういう反省をし、方向付け

ていくかどうかのことなので、恐らく何らかの対応ができるかなと思っています。

その際ですね、ちょっと皮肉を言うわけではないんですが、こういう議論をするときに、議会事務局が他の 30 議会の議会事務局資料を全部委員の方にお配りするんですね。そして項目を決めて、この自治体には、議会基本条例にはこれが入っている、×、というのを配っていて、これ簡単に作れるんです。それがあると。こういう手法を議会事務局が今取っていないんですね。私はある意味では良いと思います。それは何故かという、先ほどお話しをしましたように、私は三角形を書きましたよね、この中に、山梨県議会ではそういうものを今後取り入れていくかどうかを是非この委員会で考えていただきたい。これを参考にしながら、これを基本的に考えながら他の自治体、30 自治体あるいは市町村議会で、基本条例を参考にしながら、そして法文化していく作業を是非やっていただきたい。そういう意味では、今資料を、皆さんこんな分厚いのを持ってくるんですよ。良いでも悪いでもないというのは、まっさらからやれるというのは凄く素敵なことだと思います。

最後に今言われたように、行政でもチェックというのは必要なんですね。それと同じように議会改革もチェックをしなければいけない。私たちは今、プロフィールにもありましたけど、生産性本部で今研究会やっているのは、議会の評価をどういう風にするかどうかってことをやっているんですね。これは住民の福祉の向上に繋げていくという難しい評価もやっているんですが、そもそも議会改革がどういう風に進んできたかどうかを毎年チェックすることって事も必要だろうと思いますので、三重県議会には、議会改革の推進会議を恒常的に置くとまで書かれていますので、是非そういうものは導入をされると良いのではないのでしょうかと思います。

小越委員

もう一点だけ、ちょっと違うかもしれないんですけど、知事部局のことについてと、議会の対応の中で、なかなか知事側が私たちの思っていることに対して答弁がないとか、いろんなことがあるわけですよ。そこを議長がこういう風にすれば議長の整理権の中で知事に答弁を求めるとか、ちゃんと資料を出せとか、そういうことも含めて、こう議会がしっかりしてくれば、知事との関係が、知事が、当局が正面に立ってちゃんと答弁するというか、意見を言うとか、皆さんが意見を聴くとか、そういう姿勢も変わってくるんじゃないかと思うんですけど、そこでやっぱり議長なり、議会の持っている重みっていうのをしっかりとすれば、全体の行政が活発化されて、住民に開かれた県政運営につながっていくような気がするんですが、そこはやっぱりおこがましい話なんではないでしょうか。

江藤先生

ちょっと意味がわからない。質問の時にですか？

小越委員

例えば、質問を私たちが本会議で質問しても、知事が答弁しないことがあるんですよ。再質問、再々質問、知事が答弁しない。そういうのってどうかなと思うんですよ。

資料を出さないとか情報公開のことも含めて。

それは議会軽視とは言わないけれども、そこに対してやっぱり議会や議長が「いや私たちは、こういうことを住民と共に考えているんだから、しっかり答弁せよ」としっかり資料出せと住民の声も聴けよ、という風にやっぱり議会側がこういう風に活発化していけば、向こうも変わっていくっていう風に思うんですが、そんなことを考えちゃおこがましいのかなと思ったんです。別なのかどうか。

江藤先生

いや大事なことなんじゃないですか。だって質問に答えないなんて「ふざけんな」って言えばいいし、通常は議長が、「これについて質問に答えてないですね」

っていう風に言えば良いんじゃないですか。それは議会のあり方の話だと思いませんけど。

是非議会基本条例を議論する中で議会のあり方を考えて欲しいし、もう一点です。恐らく知事はどういう風に考えているのかわからないですが、議会が強くなると、行政改革が進むんですよ。だから、改革派知事と言われた北川正恭とか、片山善博とかいうのは、ちゃんと議会がしっかりやるといって、もうちょっといって議会事務局に最も優秀な人を送り込んでいる。そんな中で議会がしっかりと知事と渡り合えることで行政改革、行政の方もしっかりするんだということが根底にあるんだと思います。

議会の会期中に論点をぼかすということは、結局執行機関の方もどんどんどんどん悪くなっちゃうところ。そのところは議会本体として考えていただきたいし、直接議会基本条例の議論を記述化していくときにそういう議論をしていただければと思います。

前島委員長 以上を持ちまして、江藤先生のご講義を終了させていただきたいと思っています。

委員の皆さんご起立をいただいて、拍手で先生にお礼を申し上げたいと思います。

(江藤先生 退室)

前島委員長 それでは、今後の日程について前回の委員会におきまして、委員長に委任されました、委員会の日程について、お手元に配付のとおりといたしたいと思えますけど、ちょっとご確認をいただきたいと思えます。

御了承いただければ、是非御了承を願いたいと思っております。

小越委員 今のお話し、先生からもあったんですけど、ちょっと日程が詰まりすぎというか、あまりに、たたき台が次の7日に出てきて、もう次に条例骨子案の検討が2回、それも続けてやるとなると、例えば皆さん、会派に持ち帰っているような意見を聴いて、ここにまた出してくるとか、ちょっとこれじゃあさっきの先生の話とだいたいぶずれてきて、もう少し日程取ったり、期間取ったりしないとたたき台が7日に出て、16日条例骨子案の検討って、あまりにそれこそ「仏作って魂入れず」になるんじゃないかという風になるんじゃないかという風に。

山梨県独自のものをやっぱり作ったらどうかと先生もおっしゃってましたし、もう少し議論をする時間をとっていただきたいし、会派に持ち帰るなり、いろいろな意見を聴くとか、そういうのがあった方が私は良いものが出ると思うんですけど、時間をもっととってもらいたいです。

前島委員長 ご意見よく尊重したいと思います。

一応ですね、この日程で滑り出していただきまして、そして1日1日の御審議を時間をかけて、やってみてなお必要だというときであれば、皆で相談していくという全体協議で進めさせていただくということで、一応この案で最初スタートさせていただきまして、過不足が生ずるようなことがあれば、また相談しあいましょう。

それで御了承いただきたいと思えます、よろしゅうございますか。

(異議なしとの声あり)

前島委員長 では御了承いただきます。

早川委員 決定じゃないってことで良いんですよね。
これでスタートするけど、いろんな意味で過不足が生じてきたらまた…。

前島委員長 それは皆様のご意見で、ご発議をいただいて。

上田副委員長 今この案があって、これはこれでこういうことだろうと思って、過不足があればという事ですけど、例えばやり方等についても皆で一回議論するようなことも大事じゃないかと先ほども聞いたんですけども、やっぱり住民とどうやっていくということがなかったんで、江藤先生はああいう風におっしゃったけども、やっぱりどこかで住民にこういうことになっているけどという経過を示しながらということも、不足だという議論になれば、そういうことも是非やって、私たちは、住民とのやり方までみせてるようなことも検討して欲しいと思います。

前島委員長 上田委員のご発言、早川委員のご発言と小越委員のご意見などを聴きながら、その点は弾力的に対応させていただくということで、一応目処は持たなくてはなりませんので、時間を充実させること、なお、日程を加えることを含めて、充実した委員会にして負託に応えていただきたいと思います。

そんなことで進めさせていただきます。

以上を持ちまして、本日の予定を全て終了いたしました。

来る 11 月 7 日本会議終了後、当委員会室において委員会を実質的な審議にこれから入って参りますので、よろしくお願い申しあげまして、閉会のご挨拶いたします。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松